

○総務省告示第九十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和三年三月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

変更前

第1 総則	
[1 略]	
2 この計画において法第 26 条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。	
無線局の目的	
[略]	[略]
無線局の範囲	[略]
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務を行うことを目的として開設するものであること。
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究その他施行規則第3条第1項第 15 号の規定により総務大臣が別に告示する業務を行うことを目的として開設するものであること。
[略]	[略]

第1 [同左]	
[1 同左]	
2 [同左]	
無線局の目的	
[同左]	[同左]
無線局の範囲	[同左]
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。
[同左]	[同左]

[3～8 略]

[第2～第4 略]

備考 表中の「」の記号は抹消を示す。

[3～8 同左]

[第2～第4 同左]